

# 自転車はルールを守って安全に

～自転車に関係する交通事故は、全体の約1割を占めています～

## 【自転車利用安全五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行<sup>(※)</sup>
- 4 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転・ふたり乗り・並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(※)歩道で自転車同士がすれ違うときは、相手を右側に見てすれ違いましょう

- \* 雪道や凍った道路では、自転車を降りて歩きましょう。
- \* 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。



長野県自転車  
安全・安心PRキャラクター  
風野 りん  
イラスト/雨宮理真

# 自転車の主な違反と罰則



長野県  
PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

5年以下の懲役  
100万円以下の罰金



酒酔い運転

3か月以下の懲役・5万円以下の罰金



信号無視



一時不停止



左 / 右側通行

5万円以下の罰金



夜間の無灯火



傘さし運転



携帯電話



大音量のイヤホン等



二人乗り



並進走行

2万円以下の罰金・料料

